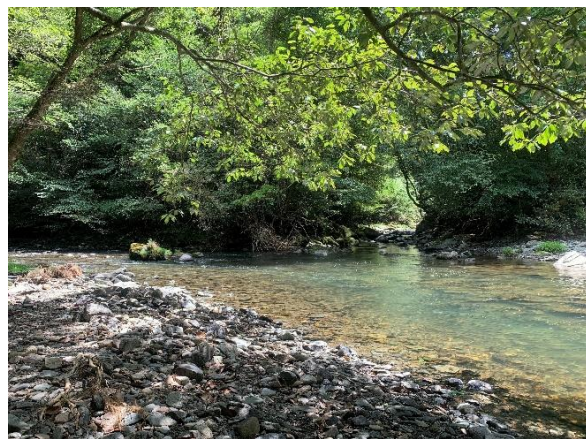
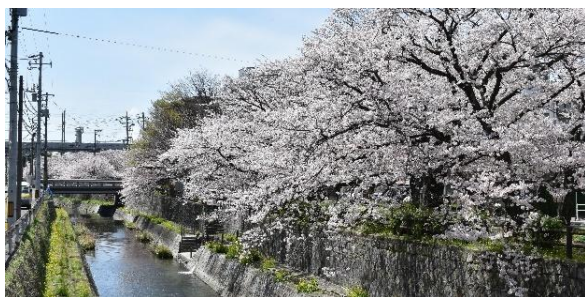




## 第3次 周南市環境基本計画

2025~2034  
概要版



### 計画の概要

本市には、山・海・島・里など、豊かで多様な自然環境が存在しています。

一方で、地球温暖化や生物多様性の損失、マイクロプラスチック等による環境汚染など、市の環境をとりまく状況は大きく変化し続けています。また、人口減少や少子高齢化など、将来に向けた社会や経済の課題への対応も求められています。

このような様々な課題や社会情勢を踏まえるとともに、本市の多様な自然と産業の力を活かしながら、環境・社会・経済のバランスがとれた持続可能なまちづくりを一層推進していくため、「第3次周南市環境基本計画」を策定します。

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2034（令和16）年度の10年間とします。

## 基本方針1. 地球環境

## 脱炭素社会の実現と気候変動への適応

### 基本施策1-1. クリーンエネルギーへの転換

施策

- 再生可能エネルギーの導入推進
- 次世代エネルギーの利活用の推進

### 基本施策1-2. 省エネルギー対策の推進

施策

- 市民による省エネルギー対策の促進
- 事業者による省エネルギー対策の促進
- 環境にやさしい移動手段の推進
- 市（行政）による省エネルギー対策の率先実施

### 基本施策1-3. 気候変動の影響に備える適応策の推進

施策

- 自然災害への適応策の推進
- 暮らしや健康に関する影響への適応策の推進
- 産業に関する影響への適応策の推進

## 基本方針2. 資源循環

## 循環型社会の形成

### 基本施策2-1. 市民、事業者と協働で取り組む3Rの推進

施策

- 3Rの推進
- 地域資源の利活用の推進
- 啓発活動・教育の推進

### 基本施策2-2. 適正な一般廃棄物処理システムの確立

施策

- ごみの収集運搬方法の適正化
- ごみの処理・処分の適正化

## 基本方針3. 自然環境

## 生物多様性の保全・自然共生

### 基本施策3-1. 生態系の健全性の回復

施策

- 野生生物の保護対策の推進
- 森林の保全
- 農地の保全
- 水辺など自然環境の保全

### 基本施策3-2. 自然を活用した地域づくり

施策

- 自然とのふれあいの確保
- 自然を活用したカーボンニュートラルの推進
- 地域資源の有効利用
- 自然を活用した防災・減災

### 基本施策3-3. 生物多様性への理解促進と行動変容

施策

- 生物多様性に関する理解促進

## 基本方針4. 生活環境

## 生活環境の保全

### 基本施策4-1. 大気環境の保全

施策

- 自動車排出ガス対策の推進
- 事業所の排出ガス対策の推進
- 悪臭対策の推進
- 光化学オキシダント等対策の推進

### 基本施策4-2. 水環境の保全

施策

- 生活排水対策の推進
- 事業所の排水対策の推進

### 基本施策4-3. 騒音・振動の防止

施策

- 自動車の騒音・振動対策の推進
- 事業所の騒音・振動対策の推進
- 近隣騒音等、その他騒音・振動対策の推進

### 基本施策4-4. 快適な生活環境の形成

施策

- ポイ捨て防止対策の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 空き家対策の推進
- 生き物との適切な関係性の維持

### 基本施策4-5. まちなみの創造

施策

- 緑によるうるおいのあるまちなみの創出
- 良好な景観の形成

## 基本方針5. 環境意識・行動

## 地域づくり・人づくりなどの基盤整備

### 基本施策5-1. 環境教育・学習の推進

施策

- 様々な主体への教育・学習の場の提供
- 様々な主体の参加の促進

### 基本施策5-2. 地域住民、団体などと連携した環境保全活動の推進

施策

- 地域美化活動の推進
- 地域住民、団体等の連携・協働による取組の推進

## 基本方針Ⅰ. 地球環境

## 脱炭素社会の実現と気候変動への適応

関連する  
SDGs ゴール



近年、気温上昇や大雨の頻度増加により、農作物の品質低下や熱中症リスクの拡大など、気候変動の影響が本市でも懸念されています。今後さらに影響が拡大する恐れがあるため、温室効果ガスの削減（緩和策）と被害の回避・軽減（適応策）に取り組めます。また、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、クリーンエネルギー化を推進します。

### 基本施策Ⅰ-Ⅰ クリーンエネルギーへの転換

豊富な森林資源や太陽光などを活用した再生可能エネルギーの導入を進めます。

また、国内有数の水素・アンモニアの拠点として、市内はもとより、我が国の脱炭素化及び水素社会を牽引する港湾エリアの形成を目指します。



### 基本施策Ⅰ-Ⅱ 省エネルギー対策の推進

家庭や事業所において、省エネ行動の定着、省エネ設備・機器や電動車等の導入などを進め、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちを目指します。

市は、地域に対して模範を示すため、取組を率先して進めるとともに、公共交通機関の利用促進など、温室効果ガスの排出が少ないまちづくりを推進します。



### 基本施策Ⅰ-Ⅲ 気候変動の影響に備える適応策の推進

防災情報の提供や災害対策等を通じて、気候変動に伴い激甚化・頻発化が懸念されている自然災害による被害を回避・軽減します。

熱中症予防の普及啓発や避暑スペースの設置等により、市民の健康被害を防止します。

気候変動影響の情報収集や適応策の普及等を通じて、気候変動に適応した持続可能な産業への発展を促します。



## 基本方針2. 資源循環

## 循環型社会の形成

関連する  
SDGs ゴール



ごみの排出を減らし、限りある地球の資源を有効活用して繰り返し使う「循環型社会」を実現するためには、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの取組の頭文字をとった「3R（スリーアール）」に取り組むことが重要です。

また、近年「3R+Renewable（リニューアブル）」という考え方が注目されています。「Renewable（リニューアブル）」とは、プラスチックなどの素材の原料を、石油からバイオマスなどの再生可能な資源に転換したり、処理過程のエネルギーを再生可能エネルギーに転換したりする取組のことをいいます。3Rに加え Renewable を推進することで、限りある資源を有効に活用します。

### 基本施策2-1 市民、事業者と協働で取り組む 3R の推進

これまで進めてきたリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの取組に、再生可能な資源に切り替える Renewable の視点を加え、3R+Renewable の取組を進めていきます。

そのためには、取組を行う市民や事業者を増やし、市民、事業者、市が協働で取組を行うことが重要です。市民、事業者の自主的な取組を支援するなど、意識の啓発を図ります。



### 基本施策2-2 適正な一般廃棄物処理システムの確立

収集運搬から処理・処分までの一連のごみ処理の流れにおいて、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮し、適正な行政サービスとして効率的なごみ処理システムの確立を目指します。



## 基本方針3. 自然環境

## 生物多様性の保全・自然共生

関連する  
SDGs ゴール



私たちは、水や食料をはじめとする暮らしに欠かせない様々なものを生物多様性の恵みとして受け取っています。しかし、その恵みを過剰に利用する、経済・社会活動により生物の暮らす環境を悪化させるなど、私たち人間の活動によって生物多様性は失われてしまいます。

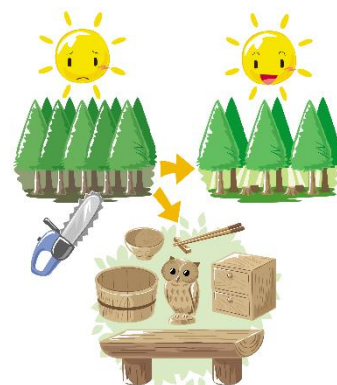
一方、生物の生息・生育環境を整えるなど、私たち人間の活動をととして生物多様性を保全・創出することもできます。

人間が自然の一部であることを認識し、自然を守りながら、自然の恵みを持続可能な形で享受しつつ暮らししていく、自然と共生する社会の実現を目指します。

### 基本施策3-1 生態系の健全性の回復

希少野生生物の保護活動や外来生物対策を通じて生態系の健全性の回復を目指します。

また、森林・農地・水域は、農林水産業の基盤であるほか、生物多様性の保全、地球温暖化の防止など、公益的で多面的な機能を有しています。これらの機能を維持・増進して、本市の多様な自然環境をより良い形で次世代に引き継ぎます。



### 基本施策3-2 自然を活用した地域づくり

自然環境を身近に感じ、自然とのふれあいを通じて得られる潤いのある生活を広く享受できる環境を目指します。

また、自然が持つ多面的な機能を産業振興や地球温暖化対策などに活用しながら、自然と共生する社会づくりを進めていきます。



### 基本施策3-3 生物多様性への理解促進と行動変容

私たち一人ひとりが生物多様性について関心をもち、よく知り、何ができるかを考えて、日々の行動を変えていくため、市民の生物多様性への理解を広げていきます。



## 基本方針4. 生活環境

## 生活環境の保全

関連する  
SDGs ゴール



本市は、臨海部に立地する周南コンビナートとともに発展してきたまちであり、市民、事業者、市が協力して公害対策に取り組むことにより、公害を未然に防止し、良好な生活環境を維持しています。

今後も公害の未然防止に取り組むとともに、一層安全安心で快適な生活環境を形成することにより、住み心地が良く、住みたくなるまちを目指します。

### 基本施策4-1 大気環境の保全

良好な大気環境を維持するため、降下ばいじん量などの調査による監視を継続するとともに、法令に基づく各種の公害防止対策などを徹底します。

また、コンビナート企業や事業所に対し、環境保全協定に基づく環境負荷の少ない設備の導入や低炭素含有燃料の使用、緑地の整備などを働きかけます。



### 基本施策4-2 水環境の保全

公共用水域の水質を監視するとともに、コンビナート企業や事業所から排出される水質の調査を行います。源流から清流、支川から本流、河口から海洋、そして水蒸気が降雨となり再び降り注ぐ、といった健全な水循環の維持を目指します。



### 基本施策4-3 騒音・振動の防止

不快な騒音・振動のない快適環境の構築を目指します。

### 基本施策4-4 快適な生活環境の形成

ごみのないきれいなまちを目指します。

また、野犬対策や生き物の適切な飼育方法の啓発により、生き物と適切な関係性を維持し、安全安心で住みやすいまちを目指します。



### 基本施策4-5 まちなみの創造

公園や民有地などの緑化を推進し、緑によるうるおいのあるまちなみを創出します。

また、市民、事業者と協働した取組により、市の良好な景観の形成を維持・推進します。



## 基本方針5. 環境意識・行動

## 地域づくり・人づくりなどの基盤整備



豊かな環境を維持し、持続可能な社会を構築するためには、市民一人ひとりが環境の保全活動に取り組むことが重要です。市民が環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるような環境教育・学習を、学校や地域と連携して推進します。

### 基本施策5-1 環境教育・学習の推進

子どもから大人まで、家庭、地域、学校及び事業所などのあらゆる場所において、各主体のニーズや社会動向に合わせた環境教育・学習を推進します。



### 基本施策5-2 地域住民、団体などと連携した環境保全活動の推進

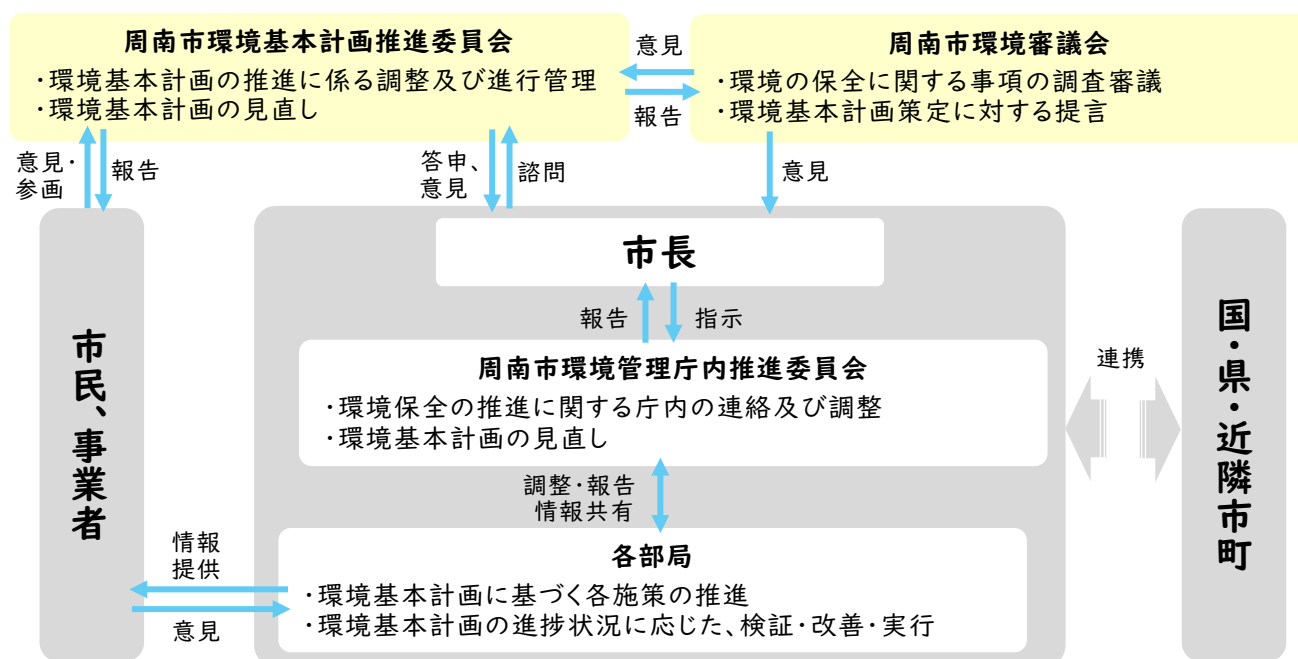
市民、事業者、市が協力し、これまでも実施してきた清掃活動等の活動を今後も推進することにより、ごみのないきれいなまちを目指します。

また、市民や事業者、自治会、環境関連団体など、多様な主体のパートナーシップによって、環境の保全・創造に取り組む社会を目指します。



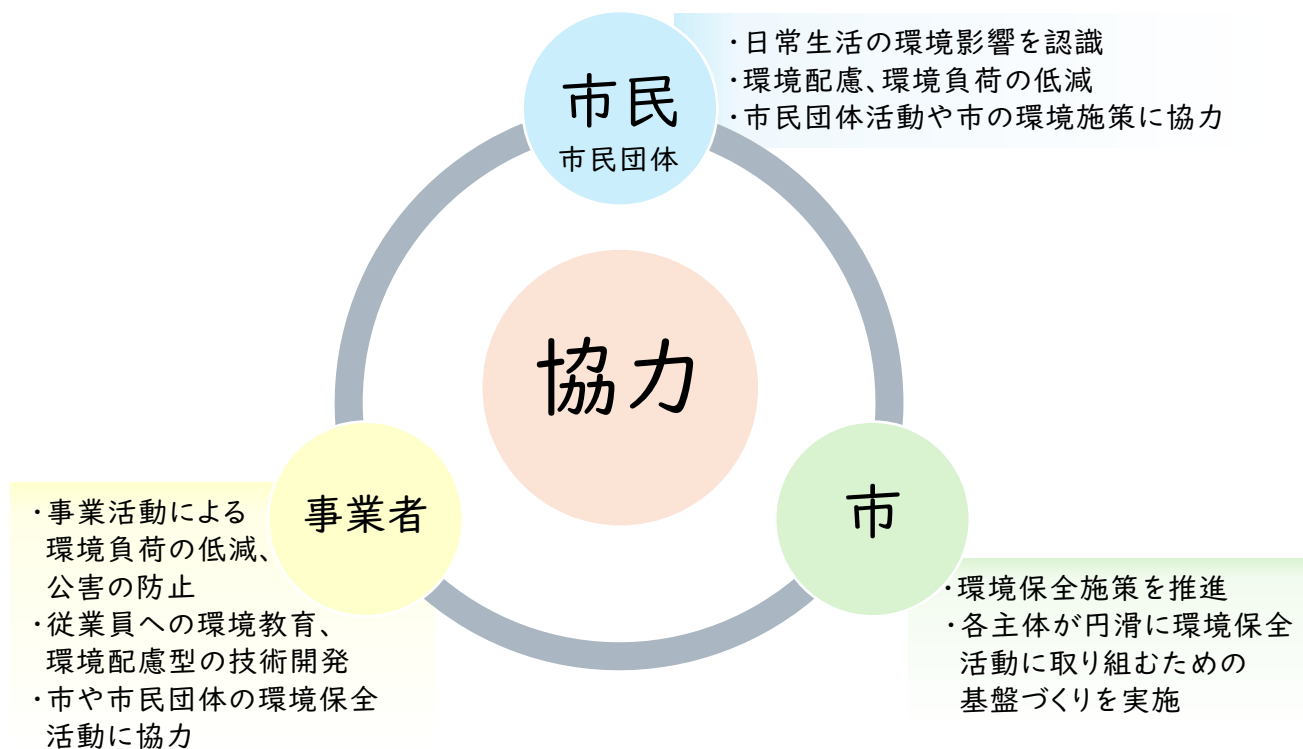
## 計画の推進体制

各主体や組織の積極的かつ円滑な取組が継続するよう、組織間の連携や協力を図りながら、計画を推進します。



## 市民、事業者、市の役割

目指す環境像の実現に向けて、各主体が協力しながら役割を果たしていく必要があります。



発行：周南市

編集：環境生活部 環境政策課

〒745-8655 周南市岐山通Ⅰ丁目Ⅰ番地

TEL:0834-22-8324 FAX:0834-22-8325 e-mail:kankyo@city.shunan.lg.jp

周南市 HP:<https://www.city.shunan.lg.jp/>

環境政策課 HP:<https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/18/>